

練馬区農業委員会委員募集要項

練馬区農業委員会委員の任期が令和8年7月29日で満了するため、以下のとおり農業委員を募集します。

1 募集期間

令和8年2月21日から令和8年3月23日まで

2 任用期間

令和8年7月30日から令和11年7月29日まで（3年間）

3 募集人数（定数）

16名

（うち1名は農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者）

※「利害関係を有しない者」の判断基準について

以下のいずれにも該当しない方を「利害関係を有しない者」とし、1名選出します。

① 区内に農地を所有、または区内の農地で耕作する権利を有する方

（区民農園の利用権などレジャー目的で認められている耕作する権利を有する者は含まないものとします。）

② ①の者と住居および生計を一にする親族ならびに当該親族の行う耕作または養畜の事業に従事するその他の二親等以内の親族

（農地法第2条第2項に規定する世帯員等）

4 身分

練馬区の特別職の非常勤職員

5 職務内容

農地の売買や貸借についての許可や農地相続に関する各種証明等の審議、耕作放棄地の発生防止・解消等、およびこれらに伴う現地調査等

（会議等への出席や現場活動 ※ともに月1回程度）

6 報酬額

会長 月額 51,200 円

副会長 月額 39,700 円

委員 月額 31,400 円 （いずれも別途法定控除あり）

7 募集方法

推薦または応募

8 推薦を受ける方および応募する方の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方で、農業委員の任命を予定する日において、練馬区に勤務する一般職の職員でない方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

9 推薦および応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入の上、(2)の添付書類を添えて令和8年3月23日(月)17時(必着)までに持参(※)または郵送にて提出してください。

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

なお、推薦および応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 提出書類

個人推薦	第1号様式および推薦に係る同意書	※各様式および記入例は別紙
法人または団体推薦	第2号様式および推薦に係る同意書	
応募	第3号様式および応募に係る同意書	

(2) 添付書類

推薦を受ける者または応募者の住民票(本籍および筆頭者記載のもの)の写し(発行後3カ月以内のものに限る)

(3) 様式の入手方法

区のホームページから様式をダウンロード、または練馬区役所本庁舎9階都市農業課窓口に備えています。

(4) 提出先

練馬区 都市農業担当部 都市農業課 都市農業係

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎9階

※持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

なお、3月16日以降、ご持参いただく場合は「練馬区豊玉北六丁目3番1号 練馬区役所北庁舎3階」にお越しください。

(5) 推薦または応募に係る経費

推薦または応募に係る経費は、全て推薦者または応募者の負担となります。

10 選考について

募集用紙に記載された内容をもとに、練馬区農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で審議し、候補者を公正に評価し、区長へ答申します。審議にあたっては、以下の(1)から(4)までの項目に基づき、経歴等から総合的に判断します。なお、必要に応じ、追加の提出書類を求めたり、関係機関に対して照会を行うことがあります。

- (1) 農業に関する識見を有しているか
- (2) 農業委員会の所掌事項に関しその職務を適切に行うことができるか
- (3) 地域の農業をリードする立場を担えるか（利害関係を有する者）
- (4) 中立委員として客観的に判断し、指導・助言を行うことができるか（利害関係を有しない者）

※経歴および推薦・応募の理由については、推薦書・応募申込書の記入例（利害関係を有する者用・利害関係を有しない者用）を参考に、できるだけ詳細に記入してください。

11 申込関係書類の公表

農業委員会等に関する法律第9条第2項ならびに同法施行規則第6条第1号および同条第2号の規定に基づき、募集期間中の3月上旬および募集期間終了後の3月下旬の計2回、募集用紙に記載された事項（氏名・職業・年齢および性別）を区ホームページ等で公表します。

12 選任方法

評価委員会の答申を踏まえ、区長が練馬区議会の同意を得た上で任命します（令和8年7月頃）。

※選任結果は本人宛に書面で6月上旬までに通知します。

【担当】 練馬区 都市農業担当部 都市農業課 都市農業係

（〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎9階）

※令和8年3月16日以降は下記住所までお問合せください。

（〒176-0012 練馬区豊玉北六丁目3番1号 練馬区役所北庁舎3階）

T E L : 03 (5984) 1398

F A X : 03 (3993) 1451

電子メール : TOSINOU@city.nerima.tokyo.jp